

改 正 後	現 行
<p>②① 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算の取扱いについて      福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算<u>等</u>に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月25日付け障障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p style="color: red;">(削る)</p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p>	<p>て所定単位数を加算する。</p> <p>(五) 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>②① 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算の取扱いについて      福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算<u>及び</u>  <u>福祉・介護職員処遇改善特別加算</u>に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年3月26日付け障障発0326第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p><u>②② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u>  <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。</u></p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>① 重度訪問介護の対象者について</p> <p>(一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合      区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者      ア 2肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。）別表第一における調査項目のうち「歩</p>

改 �正 後	現 行
	<p>行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの</p> <p>イ 第 543 号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者</p> <p>(二) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合</p> <p>(一)のうち、区分 6 に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者</p> <p>② 重度訪問介護サービス費の算定について</p> <p>重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。</p> <p>したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望</p>

改 �正 後	現 行
	<p>する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。</p> <p>なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。</p> <p>(一) 病院等に入院又は入所中には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による療養の給付や介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護給付等（以下「他法給付」という。）が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。</p> <p>なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 20 条第 7 号において、「保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介</p>

改 �正 後	現 行
	<p>護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。</p> <p>このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。</p> <p>また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援（他法給付と重複しないものに限る。）についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。</p> <p>(二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。</p> <p>(三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。</p> <p>(四) 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限</p>

改 �正 後	現 行
	<p>り、所定単位数の 100 分の 80 に相当する単位数を算定する。90 日を超える利用に当たっては、30 日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。</p> <p>また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。</p> <p>③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常時介護を要する者に対する重度訪問介護について</p> <p>ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「居宅介護従業者基準」という。）の別表第五に定める内容以上の研修課程をいう。）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上のものをいう。）、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了していることが望ましい。</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動</p>

改 �正 後	現 行
	<p>障害支援者養成研修（基礎研修）は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。</p> <p>④ 重度訪問介護の所要時間について</p> <p>(一) 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが過減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。</p> <p>(例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う</p>

改 �正 後	現 行
	<p>場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 通算時間 7時間30分 + 7時間30分 = 15時間</li> <li>→ 算定単位 「所要時間 12時間以上 16時間未満の場合」</li> </ul> <p>(二) 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。</p> <p>(例) 22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法 1日目分 1時間30分として算定</li> <li>• 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法 2日目分 6時間30分として算定</li> </ul> <p>(三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。</p> <p>⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて</p> <p>重度訪問介護従業者養成研修（居宅介護従業者基準の別表第三に定める内容以上の研修課程又は別表第四に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了した者が、①の(一)ア及び(二)に規定する者</p>

改 �正 後	現 行
	<p>のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 8.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。</p> <p>なお、重度訪問介護従業者養成研修（居宅介護従業者基準第 1 条第 5 号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。）を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程（居宅介護従業者基準の別表第三に定める内容以上の研修課程をいう。）又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程（居宅介護従業者基準の別表第四に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>⑥ 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について</p> <p>(一) 2の(1)の⑬の(一)の規定を準用する。</p> <p>(二) 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度 訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される場合のうち、第 546 号告示第 2 号ロの「当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合」とは、区分 6 の利用者に対する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者（利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれ</p>

改 �正 後	現 行
	<p>る者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のこと)をいう。以下「熟練従業者」という。)が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。</p> <p>当該算定に係る考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 区分6の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間とする。ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。</li> <li>イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。</li> <li>ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。</li> <li>エ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない。</li> </ul>

改 �正 後	現 行
<p>⑧ 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p>ア 会議の定期的開催</p> <p>第543号告示第4号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議</p>	<p>⑦ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて</p> <p>早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されること。</p> <p>ただし、基準額の最小単位（最初の1時間とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。）。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。）。</p> <p>⑧ 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p>ア 会議の定期的開催</p> <p>第543号告示第4号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議</p>

改 �正 後	現 行
<p>の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。</p> <p><u>会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</u></p>	<p>の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。</p> <p>イ 文書等による指示</p> <p>第543号告示第4号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者のA D Lや意欲</li> <li>・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望</li> <li>・ 家族を含む環境</li> </ul>

改 �正 後	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前月（又は留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況</li> <li>・ その他サービス提供に当たって必要な事項 また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。 なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</li> </ul> <p>ウ サービスの提供体制</p> <p>第543号告示第4号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。</p> <p>なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>エ その他の規定については、2の(1)の⑮((一)のイ及びウを除く。)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 特別地域加算の取扱いについて</p>

改 �正 後	現 行
<p><u>⑫ 移動介護緊急時支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(一) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）</u></p>	<p>報酬告示第2の注10の特別地域加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第2の注11の緊急時対応加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑪ 移動介護加算の取扱いについて</p> <p>(一) 外出時における移動中の介護（以下「移動介護」という。）を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>(二) 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>等他の法令等に留意すること。</u></p> <p><u>(二) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。</u></p> <p><u>(三) 一日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。</u></p> <p><u>⑬ 初回加算の取扱いについて</u></p> <p><u>⑭ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u></p> <p><u>⑮ 行動障害支援連携加算の取扱いについて</u></p>	<p><u>⑫ 初回加算の取扱いについて</u> 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p><u>⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p><u>⑭ 行動障害支援連携加算の取扱いについて</u></p> <p>(一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参考し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。</p> <p>(二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等(重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支</p>

改 �正 後	現 行
<p>⑯ その他</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算の取扱いについて 報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福</p>	<p>援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。) を作成した者(以下(4)の⑬において「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。</p> <p>なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。</p> <p>(三) 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>⑯ その他</p> <p>(一) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、1事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。</p> <p>なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。</p> <p>(二) 2の(1)の①及び②の規定は、重度訪問介護サービス費について準用する。</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算の取扱いについて 報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福</p>

改 正 後	現 行
<p>祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算については、2の(1)の②の規定を準用する。</p> <p>(削る)</p>	<p>祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算については、2の(1)の②の規定を準用する。</p> <p><u>⑯ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u>  <u>報酬告示第2の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算について</u>  <u>は、2の(1)の②の規定を準用する。</u></p>
<p>(3) 同行援護サービス費</p>	<p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>① 同行援護の対象者について</p> <p>第543号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者</p> <p>② サービス内容</p> <p>同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。</p> <p>なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。</p> <p>③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p>